



独禁法から考える知的財産権

第1回 補完しあう「独禁法と知的財産法」 ～知財と独禁の基本的関係～

独占禁止法（独禁法・競争法）と知的財産法は矛盾・対立する存在である、という説明がしばしばみられます。しかし、本当にそうなのでしょうか。「独禁法から考える知的財産権」連載の初回では、独禁法と知的財産法の基本的関係について考えることとします。

九州大学法学部 准教授（経済法）・平山法律事務所 代表弁護士 平山 賢太郎

はじめに

独占禁止法（独禁法・競争法）と知的財産法は矛盾・対立する存在である、という説明がしばしばみられます。例えば、独禁法は「独占を禁止する」法律であり、他方で知的財産法は「独占（排他権）を与える」法律であるからこれらの法制度は対立する、という説明がその典型です。しかし、本当にそうなのでしょうか。

そこで、連載の初回である本号では、独禁法と知的財産法の基本的関係について検討し、確認することとします。

2つの知財高裁判決・決定

理論的な観点からの検討はひとまずおくとし、まずは、特許ライセンス拒絶の適法性が争点とされた最近の知財高裁判決・決定をご紹介します。

(1) 日之出水道機器^{ろっぽう}対六寶産業

(知財高裁平成18年7月20日判決・判例集未登載)

本件は、マンホール鉄蓋に係る特許権等のライセンサーであるマンホール鉄蓋製造業者（原審原告・被控訴人）が、ライセンサーである他のマンホール鉄蓋製造業者（原審被告・控訴人）に対して許諾数量の上限を定め、許諾数量を超えて製品を販売する場合には超過数量相当の製品について製造をライセンサーに委託するものとしていたところ、被控訴人が、控訴人は許諾数量を超えて製品を製造・販売したとして損害賠償を請求した事案です。

被控訴人は、被控訴人の製品が北部九州の各自治体の入札において指定を受けるにあたり、各自治体に対して、被控訴人が保有する特許権等を各社に許諾してマンホールの円滑な供給に貢献する旨を約す書面を差し入れていました。かかる背景事情のもと、北部九州の各自治体では、マンホールの入札において被控訴人が保有する特許権等の実施品を指定する

ところが多く、他の形式のマンホールは入札から事実上排除されていたのです。しかし、実際には、ライセンス契約において、前記のとおり許諾数量に上限が付されていました。

控訴人は、被控訴人が各自治体のマンホール入札において自社および他のマンホール製造・販売業者の製造・販売数量を調整し、高値による落札が続いているところ、これは合理的な特許権等の行使といえないので独禁法違反であって公序良俗に反し無効である旨主張しました。

本判決は、独禁法適用の可否について「発明、考案、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的（特許法1条、実用新案法1条、意匠法1条）とする特許制度等の趣旨を逸脱し、又は上記目的に反するような不当な権利行使については、独占禁止法の適用が除外されるものではない」（下線引用者）旨の一般論を示しました（もっとも、本判決は、公正競争が実際に阻害されている事情を認める的確な証拠がないので独禁法違反を認定するに足りない旨判示しました）。

(2) 三星電子対アップル

(知財高裁平成26年5月16日決定・判タ1402号166頁)

本件は、通信機器等を製造・販売等する韓国法人（債権者）が、スマートフォン等の輸入販売業者（債務者）によるスマートフォン等の生産、譲渡、輸入等は債権者保有特許の侵害に当たると主張して、債務者製品の生産、譲渡、輸入等の差止め等を求める仮処分を申し立てた事案です。

債務者製品は、第3世代（いわゆる3G）移动通信システムの通信規格に準拠した製品でした。他方で債権者は、欧州の標準化機関が策定した知的財産権の取り扱い方針（IPRポリシー）に従って、本件特許等が当該規格に必須またはそのような可能性が高い旨通知するとともに、当該知的財産権について公正、合理的かつ非差別的な条件（FRAND条件）でライセンスを許諾する用意がある旨宣言していました。

知財高裁は、FRAND宣言された規格必須特許に基づく差

止請求権の行使を無限定に許すことは、当該規格に準拠しようとする者の信頼を害するとともに特許発明に対する過度の保護となり、特許発明に係る技術の社会における幅広い利用をためらわせるなどの弊害を招き、特許法の目的である産業の発達（特許法1条）を阻害するおそれがあり合理性を欠くので、権利の濫用（民法1条3項）に当たり許されない場合がある旨論じて、債権者の申立てを退けました。

（3）「産業の発達」と「独占禁止法と特許法」

これら2件の判断から示唆されることは、知的財産権行使の中核をなすライセンス拒絶行為について違法性を検討する場合には、独禁法の観点から検討しても、また知的財産法・民法の観点から検討しても、いずれにせよ、知的財産権法の目的である（特許権行使の場合は）「産業の発達」（特許法1条）がキーワードになるということです。

独禁法・特許法それぞれからのライセンス拒絶・差止請求に関する検討は、矛盾するものではなく、また対立するものでもなく、いずれも特許法の目的である「産業の発達」を損なう行為を規制するという方向性において一致するのであり、近年における先例の蓄積によってそのことを具体的に確認できるようになってきたということが出来ます。

独禁法と知的財産法の基本的関係

以上のことは、独禁法と知的財産法の目的や機能の観点からは、以下のように考えられます。

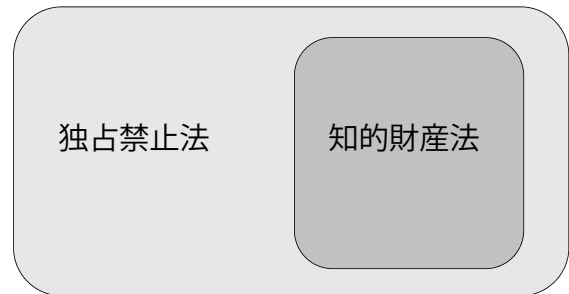
知的財産法は、研究開発や創作の成果である知的財産について排他権や排他的利用を認めることにより、研究開発や創作の意欲（インセンティブ）を活発化して経済発展を実現する法制度であるといえます。

もし知的財産法が存在せず、同業他社による模倣が禁止されない場合には、発明者は発明から十分な報奨（利潤）を得ることが困難になり、研究開発投資のインセンティブが損なわれることにより、研究開発活動を通じた長期的な効率性（技術革新の促進を通じて、長期的に、多種多量の製品が消費者に安価に供給されるようになること）が実現困難になってしまうでしょう。

これに対し、独禁法は、市場における競争を阻害する行為を規制することにより、企業の事業活動における公正かつ自

図1 独禁法と知的財産法の関係

公正かつ自由な競争秩序



由な競争を維持促進し、もって民主的かつ健全な経済発展を目指す法制度であると考えられています。

知的財産法が、長期的観点から競争を活発化させるという目的ないし機能を有する法制度であるとし、独禁法の観点からこれに異を唱える必要などないでしょう。むしろ、独禁法と知的財産法は、研究開発活動とその成果の利用を促進することによって経済発展を実現するという観点を共有していると考えられます。「知的財産と製品の市場における公正且つ自由な競争秩序を維持する上で、独占禁止法は『一般法』であり、知的財産法は知的財産に係わる『特別法』であって、相互に補完関係に立って」いるのです（根岸哲『独占禁止法の基本問題』（有斐閣・1990年）p.189）。

このような理解を前提とすれば、知的財産法は独禁法との相互補完的關係を意識しながら運用されることが望まれます。知的財産基本法10条が「知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、……公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする」と規定していることは、かかる理解の一つの現れであるといえるでしょう。

ところで、読者のなかには、「独占禁止法」という法律名が気に掛かっている方もいるかもしれません。実は「独占禁止法」は通称であり、六法全書等には「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」という、よりフォーマルな法律名が掲げられています。この法律が「独占を禁止する法律」ではなく不正な取引を幅広く規制して公正な取引を実現する法律である、ということが法律名称に示されているのです（なお、「私的独占の禁止」は不当に競争者を排除する行為等の禁止をいい（独禁法2条5項）、独占を禁止するという意味ではありません）。

権利濫用抗弁への独禁法の適用

(1) 知的財産権侵害訴訟における権利濫用抗弁

以上のように、独禁法と知的財産法が対立関係にはなく、いずれにせよ「産業の発達」などの同一の考慮要素に基づいて知的財産権行使の違法性を検討できるのだとしますと、これまででもっぱら知的財産法の枠内で検討されてきた事案について、独禁法の観点から新たな光を当てることもできるのではないかと、そして知的財産権侵害訴訟における攻撃・防御方法に独禁法の観点から新たな手法を導入できるのではないかと、ということに関心が向いていくかもしれません。本稿では、「権利濫用の抗弁」についてみることにしましょう。

民法1条3項は「権利の濫用は、これを許さない」と規定していますので、権利行使は、その行使の結果が著しく公共の利益に反したり、信義則に反して他人の権利を害したりするときは是認されないと考えられています。知的財産権侵害訴訟の文脈では、知的財産権侵害の存在に関する原告（権利者）の主張が認められるとしても、被告（被疑侵害者）から、当該知的財産権の取得過程や取得意図、行使態様等に問題があるとして権利濫用抗弁が提出され、当該知的財産権行使が否定されることがあります（権利濫用論等に基づく差止請求権の制限に関する論稿として、田村善之「特許権侵害訴訟における差止請求権の制限に関する一考察」『競争法の理論と課題－独占禁止法・知的財産法の最前線』〈根岸哲古稀・有斐閣・2013年〉pp.699～715などがあります）。

(2) 博多織事件

（福岡高裁平成26年1月29日判決・判時2273号116頁）

商標権の権利者による権利行使（差止請求および損害賠償請求）に対して権利濫用抗弁が提出され、裁判所がこれを認めた事例として、地域団体商標「博多織」の権利行使が問題となった博多織事件があります。

これは、被告であるはかた匠工芸が製造・販売した帯に付した証紙「博多帯」が、原告博多織工業組合の保有する地域団体商標「博多織」の商標権を侵害しているとして、原告が製造・販売等の差止めおよび損害賠償を請求した事案です。

判決によれば、原告組合の組合員が解散し清算会社になったので、被告はかた匠工芸が工場内の機械動産一式を借り受け、従業員も引き継いで商品の製造を開始したところ、原告

図2 「博多帯」の標章（判決文より）



組合から警告を受けたので原告組合の地域団体商標「博多織」を用いることをやめ、これに代えて商標「博多帯」を付した製品の販売を開始しました。その後、被告はかた匠工芸は前記の機械動産一式を購入して事業承継を完了したので、平成22年5月、原告組合への加入を求めましたが、原告はこれを認めませんでした（他方で、平成18年4月から平成23年3月までの間に10社が新規加入を認められています）。

控訴審判決は、地域団体商標は地域名と商品・役務名からなる商標であり本来独占に適さないもので、その出願人となり得るのは、構成員の加入の自由を定款において保障している組合等に限られる（商標法7条の2）旨述べたうえで、原告組合が被告はかた匠工芸の加入を拒否したことに正当な理由があるとはいえないとしました。そして、判決は、このことなどを理由として、原告組合の被告はかた匠工芸に対する権利行使は権利濫用であり、許されない旨判示しました。

(3) 独禁法から考える博多織事件

博多織事件は、原告組合が、被告はかた匠工芸の原告組合への加入申請を拒むという行為を手段として、原告商標「博多織」の被告はかた匠工芸に対するライセンス供与を拒絶した事案であるとみることができます。また、被告はかた匠工芸へと事業を承継した旧会社（元・原告組合員）は原告商標「博多織」の使用を許されていたとのことですので、本件には、（新規ライセンス供与の拒絶ではなく）供与されていたライセンスの解除という側面もあったように感じられます。

このような行為は、独禁法の観点からは「共同の取引拒絶」（共同ボイコット）と呼ばれるものであり、（原告組合の組合員は、主に、競争関係にある複数の和装品メーカーであると思われるので）競争者間で共同して商標権ライセンスの供

与を拒絶した事案であるといえます（なお、本件は形式的には独禁法8条〔事業者団体規制〕の適用を受けるほか、独禁法22条〔独禁法適用除外〕該当性も論点となり得ますが、これらの点は本稿では触れません）。

独禁法の観点からは、「競争者と共同」して行う取引拒絶は取引先選択の自由に関する個々の企業の意思決定を互いに制約するものであり、しかも、かかる制約が競争関係にある複数事業者の間で行われると被拒絶事業者が市場から排除されるおそれが大きくなることから、公正取引委員会（公取委）の実務において、原則違法の行為類型とされています。

しかし、競争者と共同して行う取引拒絶が原則違法であるとはいえ、競争阻害性（取引を拒絶された者が市場から排除されて事業の継続が困難になるおそれ）を打ち消すだけの正当化理由が存在する場合には、例外的に独禁法違反の成立が否定されます。製品の安全性を確保するために競争者間で共同して行われた間接取引拒絶が正当とされ得る旨示唆した判決が、その好例です（東京地裁平成9年4月9日判決・判時1629号70頁〔デジコン電子対日本遊戯銃協同組合〕）。

他方で、公取委が排除措置命令（かつては勧告）を行った事例においては、新規参入阻止目的や競争者排除目的など、少なくとも正当な目的とはいえない目的が認定されており、それゆえ、正当化理由の存在には言及されていません（日本遊技機特許運営連盟事件（公取委勧告審決平成9年8月6日）、ロックマン工法事件（公取委勧告審決平成12年10月31日）、新潟タクシー事件（公取委排除措置命令平成19年6月25日）など）。博多織事件では、不良業者の加入を認めることによって原告組合の社会的信用が失墜してしまうという事態を防ぐ等の目的が原告組合から主張されましたが、高裁判決は、当該事情が仮に存在するとしても権利濫用抗弁の成立は否定されない旨判示しました。

また、知的財産権について権利を有する者が、当該権利を第三者へライセンス供与する旨約しているにもかかわらず実際にはライセンス供与を拒むなどした行為について、公取委が独禁法違反のおそれを指摘した先例（コナミに対する件（公取委警告平成15年4月22日））があります。博多織事件においても、構成員の加入の自由を定款に記して保障すべきものとされていた原告組合が、実際には被告はかた匠工芸の加入を拒絶していますので、コナミに対する件における事実関係と公取委の判断が、組合加入拒絶およびライセンス拒絶につ

いて独禁法の観点から検討する際に参考となるでしょう。

知的財産権侵害訴訟における権利濫用抗弁は、独禁法の観点からの検討を加えることによって、さまざまな公取委先例や独禁法民事訴訟判決を参照することが可能となり、具体的な判断基準が完備されているとはいえない「権利濫用論」における意外な道しるべを発見できることが期待されます。

まとめ

以上みてきたように、独禁法と知的財産法は、実は矛盾・対立するものではなく、むしろ、相互補完的關係に立つものであると考えられています。

したがって、知的財産権侵害訴訟における権利濫用抗弁などの防御方法に独禁法の観点を盛り込むという「独禁法の活用」は、現に行われていますし、今後さらに重要性を増していくように感じられます。また、知的財産権の行使に直面した被疑侵害者は、知的財産権侵害訴訟の枠内における権利濫用抗弁のみならず、侵害差止訴訟の提起（独禁法24条）や公取委への被害申告（独禁法45条）など、独禁法をより直接的に利用することも可能です。最近の知的財産権侵害訴訟においても、実際にこれら独禁法の観点からの防御等が行われる例が続々と現れており、その一部は公正取引委員会年次報告・審決集等で紹介されています（和解・取下げで終了したため公開されない案件が少なからず存在するようです）。

これらの各手法には手続き上・技術上若干の相違がありますので、その選択は後の攻防に影響を及ぼすことがあります。事案の類型ごとに最善の手法を具体的に探究していくことが求められているといえるでしょう。

ひらやま けんたろう

公取委に3年間勤務し、特許権濫用事件・国際カルテル事件等の主任審査担当官を務めた独禁法専門弁護士。Chambers Asiaその他の国際ランキングにおいて、日本を代表する独禁法弁護士の一人として紹介されている。

独禁法（経済法）専攻の専任教員として、2018年10月に九州大学法学部准教授に着任。弁護士および公取委職員として知的財産権濫用事件に深く関与した経験を生かし、実務と研究の懸け橋となるべく研究活動を展開している。

日弁連独禁改正問題ワーキンググループ委員、第二東京弁護士会経済法研究会副代表幹事、東京大学比較法政研究センター外国競争法事例研究会幹事、日本ライセンス協会理事および同協会独禁法ワーキンググループリーダー。